

# 臨時休業について

1 以下の場合、臨時休業とする。

(1) 気象警報発令による場合

① 警報の種類：

警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報
その他	大雨警報・洪水警報・暴風警報・大雪警報・高潮警報・津波警報		

② 発令の区域：播磨南西部に含まれる次のいずれかの市町

(相生市・姫路市・たつの市・赤穂市・太子町・上郡町)

③ 臨時休業等の対応

警報時刻	授業の日	考査の日
午後2時までに解除	平常どおりに授業	予定どおりに考査
午後2時の時点で発令 (その後に解除)	臨時休業	臨時休業(考査最終日の翌日 に考査を実施する)
午後2時以降に発令	〃	〃

④ その他：

- ・ 播磨南西部以外に居住している生徒で、播磨南西部に上記の警報が発表されておらず、居住地または登校経路の市町に上記の警報が発表されている場合は、自宅待機とし公欠扱いとする。(学校は休業とはならない)
- ・ 上記の警報が解除されても登校不能の場合は、その状況を担任に届ける。

(2) JR赤穂線(相生～坂越区間)が計画運休等により運転を見合わせる場合

(事故等による一時的な運転見合わせを除く)

① 臨時休業等の対応

運行時刻	授業の日	考査の日
午後3時までに運転再開	平常どおりに授業	予定どおりに考査
午後3時以降に運転再開	臨時休業	臨時休業(考査最終日の翌日 に考査を実施する)
午後7時以前に運転とりやめ	〃	〃

② その他：

- ・ 生徒が登校後、JRが運転とりやめを発表し下校に支障が予測される場合は、生徒を速やかに下校させる。

2 その他

その他の不測の場合における臨時休業は、校長が決定する。